

在外子会社の会計処理の統一について

1. 実務対応専門委員会での審議開始

連結財務諸表原則に関し、いくつかの事項については、実務指針レベルで実務上の配慮が行われている。在外子会社の会計処理の統一についても、本来、企業集団として統一されるべきものである(連結原則 三参照)が、「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」(監査委員会報告第56号)において、以下の取扱いが認められている。

その子会社の所在地国の会計基準において認められている会計処理が企業集団として統一しようとする会計処理と異なるときは、当面、親会社と子会社との間で統一する必要はないものとする。なお、在外子会社が採用している会計処理が明らかに合理的でないと思われる場合には、連結決算手続上で修正する必要があることに留意する。

平成10年に改訂連結財務諸表原則が適用されてから、ある程度の期間が経過しており、在外子会社を取巻く海外の会計基準に適用にも変化が見られることから、今般、上述のような取扱いを見直すものである。

また、この論点は、ASBJとIASBとのコンバージェンス・プロジェクトの第1フェーズの検討項目としており、その際、在外子会社の会計基準に関する当面の取扱いの再検討につき、実務対応専門委員会にて審議を開始するものとしている(平成17年4月8日企業会計基準委員会基本方針了承済)。

なお、在外子会社の会計基準の統一は、7月に公表された欧州証券規制当局委員会(CESR)の同等性評価に関する技術的助言において、補完計算書が求められる項目となっている。

2. 検討内容

< 検討内容 >

在外子会社の会計基準に関する「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」の再検討



- ・ 連結財務諸表作成における在外子会社の会計基準の統一に関する、実務上の負荷についての検討
- ・ 究極的にはIAS第27号と同様に在外子会社の会計基準と親会社の会計基準との統一を目指す

実務上の負荷を配慮し、日本基準と同様の情報を提供できる会計基準を認める等の当面の取扱いを設けるか

3. スケジュール(イメージ)

平成17年8月	実務対応専門委員会での審議開始(月1~2回)
今年第4四半期	「実務対応報告」公開草案

以上